

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、国民健康保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和8年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険給付に関する事務
②事務の概要	<p>越谷市では、「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」、「越谷市国民健康保険条例(昭和48年条例第19号)」、「越谷市国民健康保険に関する規則(昭和48年規則第13号)」に基づき、被保険者の疾病や負傷、出産、死亡などに対し、保険給付を行っている。本件事務は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 保険給付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 ・特定疾病療養受療証の交付 ・高額療養費の支給 ・高額介護合算療養費の支給 ・入院時食事療養費の支給 ・療養費の支給 ・移送費の支給 ・出産育児一時金の支給 ・葬祭費の支給 ・他の法令による医療に関する給付との調整 ・一部負担金の減免等 ・保険給付の一時差止め <p>2 情報提供ネットワークを使用した情報照会・提供事務</p> <p>情報提供ネットワークに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収滞納管理システム、税宛名システム、個人住民税システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険給付ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>○番号法 第9条第1項 別表の44の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法 第19条第8号、9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令のうち以下の項</p> <p>【別表における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる次の項(2、3、6、13、42、56、65、69、83、87、95の2、115、125、158、161、164、165、166、173、173の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による(医療に関する)給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による給付の支給に関する情報」が含まれる次の項(16、19、27、38、137、141、145の項) <p>【別表における情報照会者の根拠】 69、70、160</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市保健医療部国保年金課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9154
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄等の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 〇] 自己点検 <input type="checkbox"/>] 内部監査 <input type="checkbox"/> 〇] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input checked="" type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部国民健康保険課	保健医療部国民健康保険課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市福祉部国民健康保険課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9154	越谷市保健医療部国民健康保険課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9154	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年4月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収滞納管理システム、税宛名システム、個人住民税システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	使用システムの見直しおよび新システム導入による修正
平成29年4月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)	事前	根拠法令の見直しによる修正
平成29年4月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	竹内 克行	永瀬 一広	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成29年4月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	計数時点の見直しによる修正
平成29年4月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年12月15日時点	事後	計数時点の見直しによる修正
平成30年6月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条	○番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
平成30年6月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)	○番号法第19条第7号、第8号 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第49条、第53条、第55条の2	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和2年3月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成28年10月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	評価の再実施による変更
令和2年3月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成28年10月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	評価の再実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号	番号法第19条第8号、第9号	事後	番号利用法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	越谷市保健医療部国民健康保険課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9146	越谷市保健医療部国保年金課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9146	事後	組織改正に伴う変更
令和5年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号、第9号 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第49条、第53条、第55条の2	○番号法 第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、121	事前	公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追記した。
令和8年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条	○番号法 第9条第1項 別表の44の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条	事後	番号法等一部改正法により別表及び項目の変更
令和8年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法 第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、121	○番号法 第19条第8号、9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令のうち以下の項 【別表における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる次の項(2、3、6、13、42、56、65、69、83、87、95の2、115、125、158、161、164、165、166、173、173の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による(医療に関する)給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による給付の支給に関する情報」が含まれる次の項(16、19、27、38、137、141、145の項) 【別表における情報照会者の根拠】 69、70、160	事後	番号法等一部改正法により別表及び項目の変更
令和8年3月30日	II しいき値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 計数時点	令和2年1月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	評価書の修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月30日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	右記の内容を追加	(対策は)十分である 特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄等の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更に伴い追記
令和8年3月30日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	右記の内容を追加	重点項目評価を実施する	事後	様式の変更に伴い追記